慶應義塾大学学術情報リポジトリ
Keio Associated Repository of Academic resouces

Title	ルソー「社会契約論」の理論構造と資本主義（下）
Sub Title	Theoretical structure of Rousseau's "Du contrat social" and capitalism (II)
Author	野地, 洋行
Publisher	慶應義塾経済学会
Publication year	1967
Jtitle	三田学会雑誌 (Keio journal of economics). Vol.60, No.8 (1967. 8) ,p.933(99)- 968(134)
JaLC DOI	10.14991/001.19670801-0099
Abstract	
Notes	論説
Genre	Journal Article
URL	https://koara.lib.keio.ac.jp/xoonips/modules/xoonips/detail.php?koara_id=AN00234610-19670801-0099

慶應義塾大学学術情報リポジトリ(KOARA)に掲載されているコンテンツの著作権は、それぞれの著作者、学会または出版社/発行者に帰属し、その権利は著作権法によって保護されています。引用にあたっては、著作権法を遵守してご利用ください。

The copyrights of content available on the KeiO Associated Repository of Academic resources (KOARA) belong to the respective authors, academic societies, or publishers/issuers, and these rights are protected by the Japanese Copyright Act. When quoting the content, please follow the Japanese copyright act.

剰の問題の発現をより深刻化する基盤を確立・強化するものでもあるから、三〇年以降におけるこの変化はまことに重要な意義をもつものといわねばならない。もちろん、現段階では設備過剰を回避するために種々の国家政策が行なわれるし、右のような生産力基盤の創出は、海外進出を強行する基盤・軍需生産を発展させる基盤でもある。したがって、この問題・矛盾がいかに展開し、いかなる形で発現するかについてはさらに一連の多角的な分析が必要であって、これまでのわれわれの分析はかかる問題を考察していくための基礎を提供するものである。

×　×　×

本稿で一応「分析Ⅱ」を終了する。この分析結果の総括は別稿「『高度成長』過程における再生産構造」上・下（「経済評論」八月号・九月号予定）で発表する予定である。

付記 (1) 本稿は昭和四二年度福沢諭吉記念慶應義塾学事振興基金研究費補助による研究の一部である。
(2) 本稿(5)第三節の推計結果の整理・集計について、塾通信教育部学生目崎雅枝君の協力を得た。
(3) 前稿(4)、七月号において、不注意による誤りがあったため、七二頁末一行、七三頁冒頭一行の二行を削除する。

ルソー「社会契約論」の理論構造と資本主義（下）

野地洋行

目次

序章　基本性格
第一章　ルソーの方法――自然および人間
第二章　「社会契約論」の理論構造
第三章　「社会契約論」と商品社会の論理――（以上前稿）
第四章　ルソーにおける「反」資本主義の論理――（以下本稿）
第五章　土地所有権をめぐるルソーの反封建制と「反」資本主義
第六章　ルソーと分割地農民の存在構造
終章　ケネー、ディドロ、ルソー

第四章　ルソーにおける「反」資本主義の論理

一

ルソーは社会を事実上、商品社会としてとらえ、そして立法と統治の原理が商品社会の原理だけにのっとって構成される

べきことを主張した。これが前章の結論である。この結論はルソーの基本的なブルジョア性、合理性を強調するものである。

だが、これがルソーのすべてではない。では、かれの思想のいわゆるロマン的性格はどこにあるのであろうか。そのいうところの〝反資本主義的傾向〟はどのようにとらえるべきであろうか。

われわれはすでに、ルソーの方法、自然観、人間観がいわば二重の構造をもっていることを指摘した。そこにはブルジョア的と同時に反ブルジョア的な要素、近代的と同時に反近代的な部分が、逆説的な関係で同居しているのをみた。この章でわれわれは前章に対比して、ルソーの社会契約論のもう一つの性格、その反資本主義的、反近代的性格を明らかにするとともに、その位置ないしその意味を明らかにするだろう。ただ二つの相反する要因の併存を指摘するだけではまったく不十分である。それらを可能なかぎり合理的に理解し、それらの関連を定めることが重要である。

さて、社会契約論の第二篇においてルソーは社会本質論から主権論、立法論へと進む。だが社会の本質をすでに「契約」という法概念で示した以上、主権論も立法論も（それ自体すでに法概念なのだから）いわば社会契約論の同義反覆でしかない。[1] 立法の内容はすでに契約によって与えられており、立法の任務は、ただ社会契約という意志関係＝同意の関係を、法律によって定着させることだけである。「そこではすべての権利が法によって規定される。[2]」

主権論は、社会本質論と立法論とのつなぎ目の位置にあるが、その内容はむしろ社会契約によって成立する「一般意志」の絶対性の再確認にすぎない。「主権とは一般意志の行使にほかならない。[3]」からである。

主権の不可譲性（第一章）、その不可分性（第二章）、その不可謬性（第三章）の主張はすべて一般意志の絶対性の延長にすぎない。

だがそれにもかかわらず、ここには第一篇にはみられない新しい配慮がある。それは同一の社会契約の内容が、立法の視点から眺められているということ自体にもとづいている。すなわち、ここでは契約という意志関係を安定させ、定着させようという立場がとられているために、この原契約の前提や内容を破壊しようとしてたえず侵入してくるいくつかの要因に対する配慮が払われているからである。立法の立場は、原契約の有効性、その絶対性を攪乱する諸要因を排除する立場である。したがってそれは、ある意味で保守的な立場となる。われわれがルソーの中に「反」資本主義的側面をみいだすのは主としてここにおいてである。

ルソーは商品社会の均衡と安定とを、立法によって保証しようとする。「あらゆる立法体系の目的であるべき、すべての人々の最大の福祉とは、まさに何からなりたっているかを考究してみると、それは自由と平等との二つの主要な対象に帰着することがわかる。なにゆえに自由か。個人の隷属はいずれも国家という政治体から、それだけの力が奪いとられることになるから。なにゆえに平等か。自由は平等なしには存続しえないから。[4]」商品社会における諸商品の、したがって諸商品所有者間の安定的均衡は、人間の自由と、自由を保証する第二の原理たる平等の保持にある。そして平等を保証するものが一応「労働による所有[5]」を含意するような、「所有権」にあるとすれば、立法の目的はそれゆえに、原契約の成果たる、自由、平等、所有、を、その当初の内容、その当初の完全さにおいて維持・確保することとなる。

そこでつぎに、一体どんな事情がこれら諸原理を浸蝕し、そして結局原契約の有効性を破壊しようとしていると考えられているかが問題となるであろう。

ルソーはたえずかれにとって至上のものである原契約にたちかえる。すでにくりかえしたとおり、社会形成の必要は「個々人の利害の対立」から生まれ、契約成立の条件は「その同じ利害の一致」にもとづく。前々節にのべたとおり、契約成立の第一の条件は、何よりも自己保存、すなわち個人的利益の保証でなければならない。自己保存のために、自己を、自己をふくめた一般者の意志に従属させること、これがルソーのいう社会契約であり、この一般者が主権者であり、そしてここに

「利益と正義とのみごとな一致がある。[6]」

では、この契約にもとづく私益と一般意志との美しい調和の世界を破壊するものは何であるか。

この点に関し、特に重要なのは「一般意志は誤ることがあるか」と題される第三章である。そこでルソーは「一般意志は、つねに公正であるばかりでなく、つねに公けの利益を志向している」が、それにもかかわらず、人民は「しばしばあざむかれることがある」とのべている。このとき一般意志にとってかわるのは「全体意志」である。

「全体意志[7]」とは、一般意志が共通の利益のみに心をもちいるのに対して「私的利益をこころがける」ものであり、したがって個人の意志たる「特殊意志の合計にすぎない。」

では、理論的にどうしてそういうことがおこるのか。

ルソーはその根拠を、徒党ないし、部分社会の発生にみいだしている。「徒党」les brigues、「部分的結社」l'associations partielles、「部分的社会」les sociétés partielles の成立こそは、社会と社会契約、および一般意志の最大の敵であり、それらの完全さの最大の破壊者である。「ところが〔政治体という――訳注〕大結社の犠牲において幾多の部分的結社が、つまり徒党ができあがると、これらの結社のおのおのの意志は、その成員にたいしては一般的で、国家に対しては特殊的となる。」「これらの結社の一つが他のすべての結社を圧倒するほど大きくなれば……もはや一般意志は存在しなくなり、勝利をおさめた意見は、たんなる個人的な意見にすぎないのである。」「だから、一般意志が十分に表明されるためには、国家の中に部分的社会が存在せず、各市民が各自の立場でしか意見をのべないようにすることが肝要である。[8]」

ここではさしあたり、徒党あるいは部分的社会は政治的勢力として現象しているが、このような勢力（以下セクトという）形成の根本原因は、いぜん、共同の利益に優越するような利益集団の発生にもとめられていることに注意すべきである。しかもそれは、自由な人間の間に、平等な契約関係が成立したのちになのである。（この点で不平等に対する反対一般と区別されねばならない。）ルソーはいつでも法的関係＝意志関係をまず問題にするけれども、かれは、その意志関係が実は利害関係＝経済的関係ときりはなしがたいものであることをみぬいているのである。[9]

もともと、特殊意志はその本性によってたえず共同の利益に優越しようとする傾向をもっている。「実際、各個人は、人間としては、市民としてもっている一般意志と反対の、または、それと異なった特殊意志をもつこともありうる。かれの個人的な利益は、共同の利益とはまったく趣を異にした話し方をかれに向ってすることもありうる。[10]」

どんな風に異った話し方をするのか。「特殊意志はその性質上、不公平に向かい、一般意志は平等に向う[11]」とルソーはいっている。

さて、至上の原契約を脅威にさらすものが政治的セクトの形成であり、政治的セクトを形成させるものが、個人的利益の優越、その不平等への傾斜であるとすれば、立法のとるべき道はただ一つ、すなわち、富の不平等の防止のほかはない。そして、ここにこそ、われわれはルソーの「反」資本主義的傾向をみいだす。かれは経済的平等なくしては政治的平等も保持されないことをみぬいている。

それゆえルソーの場合、不平等はまず権利の不平等として現象するが、実はそれは利害の不平等＝経済的不平等にもとづいており、それゆえそこで形成される徒党は政治的党派であると同時に経済的党派、すなわち歴史的な目でみれば、（すでに契約社会が前提されているのだから）それは「階級」以外のものではありえないこととなるであろう。

たとえば、不平等論ではつぎのようにのべられている。「強と弱という二つの言葉は曖昧である。所有あるいは先占の権利の設定と、政治的支配権の設定との間にみいだされる中間領域においては、これらの用語の意味は貧と富という二語によっていっそうよくいい現わされる。[12]」ここでは政治的支配が、経済的富によって媒介されていることが、はっきりとらえられている。

ルソーはまだ、階級を階級としては把握していない。階級は同時に政治的な支配従属の関係でもある。しかし、かれが権力関係を経済関係から基礎づけたこと、このような権力関係を富との二重構造の中でとらえ、[13] 所有と富の平等を主張したことが、かれを資本＝労働関係の発展に反対させる。それゆえわれわれは、かれの「部分的社会」批判の論理の中に、資本主義批判の側面を析出することができる。平等な契約関係を前提とした上での徒党＝セクトの発生は、歴史的にかつ、理論的に、資本＝労働関係しかありえない。

ルソーは社会の危機をつぎのようにえがいている。「社会のきずながゆるみはじめ、国家が衰えはじめると、また、個人的な利害が意識されだし、いくつもの徒党が、大いなる集団に影響をおよぼしはじめると、共同の利益はそこなわれ、反対者をみいだすようになる。つまり投票において、もはや全員一致が多くみられるということはなくなり、一般意志はもはや全員の意志ではなくなる。」

「きわめていやしい利害が、あつかましくも公共の福祉という神聖な名前で身を飾るようになると、そのときには、一般意志は沈黙を守るようになる。」[14] 何とするどい指摘ではないか。（だがここでの政治的民主主義と、経済的民主主義の混在、混同に注意）

かくてルソーは部分的社会の発生を極力防止しようとする。かれは社会を構成する諸単位＝諸個人が、可能なかぎり等質的なものにとどまるべきことを主張し、そのように立法の精神を規定する。かれは市民社会の中にセクトが――階級が――発生することを何よりも忌む。階級分化は社会の中に政治党派を生じさせるが故に、立法によって阻止されねばならない。貧富の別と富の集中とは、原契約における諸個人の等質性を破壊するがゆえに排撃される。しかり、かれは資本主義の発展に必然的に随伴する階級分化を拒否するのである。ルソーのいう「最初の約束」＝社会契約が、商品関係の法的表現であるとすれば、ルソーはまさに一方で商品社会の法的確立（約束だけに基礎をおく社会の確立、したがって身分関係の排除）を要求したと同時に、その同じ論理によって、商品の資本への転化を阻止することとなった。

商品社会における富の不平等の発生の抑止は、万人が単純商品生産者としての等質的な地位にとどまるべきことの主張を意味する。

ルソーの生きた時代は絶対主義の時代であり（しかし一方で農業の資本主義化は進行する）、かれ自身封建制と資本主義との概念上の区別を知らなかったことから、ルソーの主観的意図としては、資本主義批判よりは、どちらかといえば封建制批判にその重点があったと考えることはできる。だが、この批判の刃は両刃の剣であり、客観的には（われわれの時代の目でみれば）それはただちに資本主義的階級対立の批判に転化する。

そしていまやここでとくにはっきりさせるべきことは、ルソーの「反」資本主義とは、社会体制としての資本主義に対する反対ではなく、生産関係としての資本主義に対する反対であったことである。

元来、「資本主義」なる概念には二重の意味が存することに注意すべきである。一つの意味は「絶対主義の下における資本制生産の発展」という風にわれわれが用いるところの、純粋に経済的諸関係としての、「資本主義」である。このような経済制度としての資本主義は、封建社会の下でも、あるいは、社会主義体制の下でさえも、存在しうる。

もう一つの「資本主義」とは何か。このような経済制度が、一般化したとき、それは「体制」として、法的・政治的な確認を要求することとなる。このような確認が実現されたとき、それは「体制」としての「資本主義」の成立であり、封建制の下で成長する資本主義ではなくて、封建制や、社会主義に対立するし、それにとって代る上部構造としての「資本主義」なのである。それは商品交換の社会を前提とするのであるから、商品交換者同士の「法の前での」自由・平等を宣言する。だから、この意味での「資本主義」とは、何よりもまず法の前での諸人格の自由・平等と、所有権の確立を意味するものでなければならない。それは政治的には、議会民主主義、多数決原理の採用、近代ブルジョア憲法の制定等々と結びつくであ

ろう。

それゆえに、この面での「資本主義」に注目する人々は、逆に、この面だけを「資本主義」の個性、内容と規定し、「資本主義」と議会民主主義、ないし、多数決原理、自由主義一般とを「混同」するのである。かくして人は、現代を「資本主義」とはのべずして、「自由主義」とのべたりする。「資本主義」の経済的内容は無視される。（われわれはここで、ラスキの資本主義と議会制民主主義との結合ははたして必然的であるのか、というするどい問題提起を想起すべきであろう。）

ところで、いまこの点に固執する理由は、「資本主義」をこのように二重の意味において理解しないかぎり、ルソーにおけるブルジョア的性格と「反」ブルジョア的性格との併存という、パラドクシカルな関係の理解は、おそらく絶対に不可能であろうからである。ルソーが、資本主義を確立させると同時にそれに反対した、などと一義的にのべたとしても、それは無意味以外の何ものでもない。そして、ルソーとケネーとの、しばしば対比される二人の思想家が、「資本主義」に対して果した役割の相違も、おそらくこの二重の視点を欠いては理解できないであろう。ケネーは、生産制度としての「資本主義」の認識に力を注いだが、体制としては絶対主義を前提としていたのに対し、ルソーは、等価交換の原理さえ発見することはなかったが、体制としての「資本主義」＝上部構造としての近代ブルジョア国家＝の原理上の確立に力をつくした。

かくしてルソーはだれよりも封建制の破砕と市民社会の体制的確立を主張した。この点でかれはブルジョア的性格をもつ。だが同時に、かれは、商品社会が必然的に生み出すその経済的内容に反対した。つまり、階級分化と、富と貧困との両極における蓄積に反対した。人間が自由なままで、他人の奴隷となることに（すなわち、労働力の商品化の過程に）反対した。法の前で自由と平等を保証されながら、経済社会の中で自由でも平等でもなくなることに反対したのである。ルソーの矛盾とは、実は資本主義そのものの矛盾であり、体制としての、法体制・国家としての「資本主義」と、経済制度としての「資本主義」の間の矛盾なのである。

それゆえ、ルソーの「反」資本主義は、封建体制の立場からの「反」資本主義ではなく、社会体制としての資本主義を前提にした上での、自由な小生産者の立場からする、経済制度としての資本主義への反対なのである。[15] われわれはルソーにおける「反」資本主義をこのように規定する。

かくして、ルソーをもっともわれわれに近づけるものは、人間が政治的にも経済的にも等質なものにならなければ、真の民主主義は存在しないという考えである。

富の世界＝経済社会の中に人間の等質性＝平等が失われれば、もはや人間に自由は保証されなくなるという考えこそ、ルソーを現代に意義あらしめ、かれをマルクスへとつなげる。民主主義とは、そして自由とは、多数決のことである、という物神化した現代の政治的民主主義の理念。いな理念そのものの喪失。

ルソーは単なる法の前での平等の虚構をみぬいている。「悪い政府のもとでは、このような平等はみかけ倒しであり、空想的なものだ。それは貧乏人を困窮の中に、金持ちをその横領の中に維持するだけにしか役立たない。実際には法律はつねに『持てる者』に有利で、『持たざる者』には有害である。だから社会状態というものも、すべての人々が何ものかをもち、その中のだれも持ちすぎていない間だけ、人間にとって有利であるにすぎない。[16]」

では、ルソーとわれわれをへだてるものは何か。第一に、ルソーはこの弊害を「悪い政府」のためであると考え、したがって立法と、政治によって（理性国家によって）解決できると思った。だがわれわれは理性国家それ自体をも虚構と考える。第二に、ルソーは万人が同じように所有し、しかもだれも所有しすぎることがないようにすることによって、人間の基本的等質性＝平等を、したがって自由を確保しようとした。だがわれわれは、万人が何物も所有しないことによって、そしてそれゆえにすべてを所有することによってそれを保証しようとする。そしてこの二点が、ルソーとマルクスのちがいである。

二

ルソーは、社会の中に「部分社会」（＝階級）が発生することを拒む。

このような主張は、人間が人間としてとどまるために、すなわち、「自由」を保持するために不可欠なのだ。すでにルソーは不平等論の中でいっている。「プーフェンドルフはいう。ひとが合意および契約によってその財産を他人に譲渡するのとまったく同じように、ひとはその自由をもだれかのために放棄することもできると。これは思うに、非常にまずい推理である。なぜなら、第一に、私が譲渡する財は私には全然無縁のものとなり、それの濫用は私には何の関係もないから。しかし、私の自由をひとが濫用しないということは私にとって重要である。……なお、所有権はまったく合意に基き、人間の制度であるから、何びとも思いのままに自分のもっている物を処分することができる。しかし、生命や自由というような、自然の本質的な贈り物に関しては同じではない。」[17]そして社会契約論においても、自分が主張する「平等」が絶対的な意味のものではないことを指摘しつつ、「富に関しては、いかなる市民も他の市民を買えるほどに裕福ではなく、またいかなる市民も身を売らなければならないほどに貧乏であってはならないということの意味に解釈すべきである。」[18]とのべている。

たしかに、ここでいう自由や生命の、契約による放棄や、「身を売る」ということは、労働力の販売を意味するものではなく、ルソーの主観的意図としては、人格そのものの販売ないし従属、奴隷や農奴の立場をさしているとみるべきであろう。だが、かれの積極的主張が一応「労働にもとづく所有」をめざす、等質的な小所有者社会の確立にあったとすれば、この主張が同時に労働と所有との分離、労働力の商品化、人間が自由なままでしかも「身を売る」という逆説的関係の発生への批判にもなりうることに注意すべきである。ルソーは人格の販売と、労働力の販売の区別を理解することができなかった。しかしそれゆえに、契約関係を前提にした上での、人間の自分自身の販売（労働力の販売）をも、奴隷や農奴に対してと同じやり方で拒否することができる。かれはここで不透徹ではあったが労働と所有の分離に反対するであろう。（しかし、ここでも「労働による所有」よりも「契約による所有」が、ルソーの原理であったことを想起し、留保をつけねばならない。「労働による所有」が原理的に確立されていれば、「新エロイーズ」でのヴォルマール家におけるように、事実上の労資関係が理想化されて画かれることもなかったと思われる。「契約による所有」が原理であるからこそ、労資関係もまた契約関係に他ならず、これを批判しうる視点はそこにはみいだせないのである。）

ところで、人間の第一の尊厳、第一の前提たる「自由」を疎外するものは、それゆえに不平等の発生であり、一方の極での富の蓄積である。これについて見よう。

かれは民主政体（といってもそれは主権の所在にかかわる概念ではなく、単なる行政府の形態、統治者の数の問題に解消されている。なぜならルソーの社会は最初から定義によって民主主義社会なのだから）の条件を四つあげているが、[19]その第三において、「地位や財産の点でおおいに平等が行なわれていること。そうなっていなくては、権利や権威の平等は永続きすることができないだろう。」とのべている。さらに第四の条件は、「奢侈が少ないか、まったく存在しないこと」が必要であるとされる。なぜなら、「奢侈は富の結果であるか、それとも富を必要とするものであるかのどちらかであるから。……奢侈は遊惰な生活と虚栄心を満足させるために祖国を売る。それは、国家からその市民をすべて奪い去って、ある者を他の者に屈従させ、すべての者を偏見に従わせる。」

ここで確認すべき点はやはり第一に、人間における支配従属の関係‖権利と権威の不平等が、経済外的強制によってではなく、経済的富の不平等にもとづいているという認識であり、第二に富の蓄積を、奢侈の原因としてしか理解していないことである。富の蓄積は、「遊惰な生活」と「虚栄心」および、人間の他者への「屈従」の基盤とされているのである。

とくに第二の点に関していえば、ルソーがいたるところで人間の第一の原理、社会契約の第一の条件が「自己保存」であり、

「自己愛」(amour de soi) であるとのべていることはすでに指摘した。では自己愛や自己保存（すなわち私益の追求）がはじめそれ自体よきものとしてみとめられながら、百科全書派やスミス、そしてベンタムの功利主義におけるように、そのままよきものとして無限に解放され、その帰結における富の蓄積と、社会の予定調和とが聖化されることがないのはなぜであろうか。

「ベンタム！　けだし、双方のいずれにとっても肝要なのは自分のことだけだから。彼らを結びつけて関係させる唯一の力は、彼らの自利、彼らの特殊利益、彼らの私的利益の力である。そして、かように各人が自分のことだけを構って誰も他人のことを構わないが故にこそ、すべての人が、事物の予定調和の結果として、または全能な摂理のおかげによって、彼らの相互の便益、共同の利益、全体の利益となることのみを行うのである。[20]」マルクスは自由・平等・所有につづけて功利主義については自己愛は功利主義の場合のように無限定には解放されていない。そしてそれは、社会を人間の意志とは別の、オートノマスな自然秩序、したがって経済社会としてとらえることができないことと関係がある。かれはあくまでも社会を人間の意志関係によってなり立つ法的秩序としてみる。社会が、解放された利己心の自由な活動から一つの予定調和＝自律的な均衡状態を成立させないとすれば、調和は人間の意志によって、すなわち立法によって保持されるほかはない。かれが「徳を共和国の原理[21]」とするのは、一方で、利己心の無制限な解放に対する抑制を意味すると同時に、他方で立法＝法的強制による均衡状態＝平等の維持を意味するにちがいない。

「そんな平等は頭の中だけで存在しうる空中楼閣で、実際には存在しえないという人もある。しかし、平等の乱用が避けにくいからといって、せめて乱用をとりしまることさえもしてはならないことになるであろうか。事物の力はつねに平等の破壊に向かうものであるからこそ立法の力はつねにそれを維持することを志向すべきなのである。[22]」ルソーはここで、資本蓄積の圧倒的な力をさえも予感しているようにみえる。ルソーの宗教論も実は、立法とともに社会の調和をささえるくさびの一つとして理解できるのではなかろうか。そして根底的にはわれわれは出発点におけるルソーの二重の人間観（自己保存と憐憫との）を想起すべきである。

「政治経済論」では、かれは相続財産制度の廃止と、租税の累進化によって、財産分配の平等をたもつ工夫をしている。[23]

さて、以上のことからわかることは何か。ルソーはくりかえし、私的利益が社会形成の原因であり条件でもあるとのべてきた。しかし同時にかれは「自己保存」を、私益追求がこえてはならない限界ともしたのである。富も所有も、自己保存に必要なものという限界をこえてはならない。この限度をこえるとき、富の蓄積は、抽象化され、終着点を見失ってそれ自体自己目的と化する。そしてそのとき、人間の第一の原理たる自己愛は、呪うべき虚栄心 (amour propre) と化するのだ。不平等論においてかれは「貪婪な野心、自分のある程度の財産を増そうという熱心が、真の欲望からではなくむしろ他人を凌駕しようという目的から……秘められた嫉妬[24]」を、すなわち「虚栄心」を呼びさますとのべている。

このことの意味は何か。それは単純商品生産においては、商品の生産が生産者相互の直接的、具体的な欲望の充足にかぎられていること、商品交換の両極には、それぞれ限られた具体的必要が立っていることを意味している。交換がおこなわれるのは欲望をみたし生命を維持するためであり、ここでは交換の目的が抽象化され、したがって無限化されることがない。すなわち、ルソーは私益の追求が自己保存の限度内にとどまるべきことを主張することによって、その抽象化、無限化、自己目的化を阻止しようとするのである。すなわち、商品の資本への転化を阻もうとする論理を、裡に秘めているのである。それはいわゆる「資本主義の精神」ではないのだ。

ここでも、ルソーは富を資本としてはとらえることができず、「虚栄心」を利潤追求の精神として、ブルジョア的な極大化精神としてはとらえることができない。それは奢侈や、遊惰な生活の手段としてしかとらえられていない。丁度、自由の放棄が、労働力の販売ではなく、奴隷そのものとしてしか理解されなかったのと同じである。だがたとえそうであるとしても、（いな、そうであるゆえに）ルソーがしたように、商品関係、等質的な個人の契約関係を、社会秩序の理論的前提とした場

合、この論理が、商品の資本化、利潤追求の精神、労働力商品化に反対する論理となるのを避けることはできないのである。そしてこれが思想の運命でもあるといえよう。

さらにルソーはいつも初期ローマ人を理想化しているが、その「質朴な生活、無私無欲、農業への愛好、商業および利欲への軽蔑」と近代の人民における「あくことなき貪欲やその落ちつかない精神や陰謀やたえまない移動や財産のつねに起こる変転」[25]「技芸、手工業……奴隷制」[26]「利益追求の活発化」[27]とを対比し、前者に賛美をささげている。これらのことも、ルソーの「反」資本主義的性格をうらづけるであろう。

ルソーの思想は決して非合理主義的体系ではない。かれの思想は、その人間観を出発点に、ほぼ完全に首尾一貫した合理的体系をなしている。かれは人間を、資本主義的な意味で経済合理的な存在としてとらえなかっただけである。前提となる人間像を、功利主義とはことなり二重に規定したために、歴史を二重の構造においてとらえ、この二重規定の調和を社会契約の中にもとめたのである。

この章のさいごに、ルソーの自由観についてのべれば、それがケネーらのエコノミストや、スミスにおけるような、自由放任を意味しないことは明らかである。「自由」が自由放任でありうるのは、自由放任が社会の自動的調和を予想しうるときのみである。ルソーの自由は、それゆえモンテスキューの系譜をつぐものであり、かの有名な定義「国家においては、すなわち、なんらかの法が存在する社会においては、自由とはただ欲すべきことをなすことができ、欲すべからざることをなすべく強制されぬということに存するのみである。[28]」――という定義をひきついでいる。ルソーのように、社会の本質を法関係＝意志関係＝同意の関係としてとらえるかぎり、自由とは、「人民がその欲するところ」を無制限に行なうことではなく、契約関係以外の関係（たとえば身分的支配）には束縛されることがなく、また契約関係のゆるすところを思うままになすことができる権利を意味することとなる。ルソーの市民的自由とはこのようなものである。モンテスキューはつづけてつぎのようにルソーに霊感を与えている。「自由とは法の許すすべてのことをなす権利であり、かりにある市民が法の禁ずることをなすをうるとすれば、かれはもはや自由を持たないことになる。なんとなれば、他人もまったく同様にこの権力を持つであろうから。[29]」ここでもわれわれは、ルソーの確立しようとしたものが、資本主義社会の形式＝法関係であって、その内容＝経済的構成ではなかったことをみることができる。

注

（1）第一篇では、社会契約によって成立する「集合体」は「『共和国』とか『政治体』という名をもつ。」といっている。Contrat, pp. 361―2. 訳二〇七頁。

第二篇でも、「わたしはすべて法律によって統治される国を、その政治形態がどんなものであろうと共和国とよぶ。」という。Contrat, p. 379. 訳二二六頁。

（2）Contrat, p. 378. 訳二二四頁。

（3）Contrat, p. 368. 訳二一四頁。

（4）Contrat, p. 391. 訳二三七頁。

（5）この点については、羽鳥卓也「市民革命思想の展開」お茶の水書房、二六八・二七二頁参照。しかし、原理的には、「契約による所有」がルソーのきめ手であったことはすでにのべた。

（6）Contrat, p. 374. 訳二二〇頁。

（7）全体意志は la volonté de tous であり、一般意志は la volonté générale である。

（8）Contrat, pp. 371―2. 訳二一七―八頁。

（9）「社会を設立することを必要ならしめたものが、個々人の利害の対立であるならば、それを可能ならしめたのは、その同じ利害の一致である。」Contrat, p. 368. 訳二一四頁。

（10）Contrat, p. 363. 訳二〇九頁。

（11）Contrat, p. 368. 訳二一四頁。

(12) Inégalité, p. 179. 訳一〇〇頁。
(13) 「所有権は市民社会の真の基礎であり、市民の参与の真の保証である。」Discours sur l'économie politique, p. 263. (éd. Gallimard)
(14) Contrat, p. 438. 訳二八四頁。
(15) Lefebvre, Georges; La Revolution française et les paysans, (Etudes sur la Revolution Française, Paris, 1954.) p. 250. 柴田三千雄訳一七頁（未来社）。ルフェーブルのいうフランス革命における「反資本主義的」傾向も、このように理解することができるし、またこのような意味でのみ、語ることにする。
(16) Contrat, p. 367. 訳二一三頁。
(17) Inégalité, pp. 183—4. 訳一〇六—七頁。
(18) Contrat, pp. 391—2. 訳二三七頁。
(19) Contrat, p. 405. 訳二五〇頁。
(20) K. Marx; Das Kapital, Bd. I, S. 184. 訳第一部上、三二八頁。
(21) Contrat, p. 405. 訳二五〇頁。
(22) Contrat, p. 392. 訳二三七—八頁。
(23) L'économie politique, pp. 263—4, 270—1, 276—8. 財貨の管理については後半でのべられている。
(24) Inégalité, p. 175. 訳九四頁。
(25) Contrat, p. 448. 訳二九五頁。
(26) Contrat, p. 446. 訳二九二頁。
(27) Contrat, p. 429. 訳二七五頁。
(28) Montesquieu; De l'esprit des lois, (1748) Classiques Garnier, t. 1, p. 162. 根岸国孝訳、河出書房版、八四頁。
(29) Ibid., p. 162. 訳八四頁。

第五章　土地所有権をめぐるルソーの反封建制と「反」資本主義

理論の次元でいえば、ルソーは社会契約論においては、法の理論の一般性、抽象性の中で発言しているのはたしかである。自由・平等・所有とは、商品関係一般の法学的抽象であり、特定の商品にかかわるものではない。しかし、事実の上で、その展開にあたり、ルソーの思想の中でもっとも大きな位置を占めていたのが「土地」所有の問題であったことは指摘しなければならない。かれは契約論第一篇の最後の章で、契約一般の論議から、いささか唐突に（と抽象の立場からはうけとれる）土地所有の問題を提出している。[1] さらに不平等論では、第二部の冒頭に、土地所有こそが政治社会の発端であることがのべられており、「コルシカ憲法草案」[2] の中でかくも生き生きと独立自営の小土地所有農民の社会をえがきだしていることもまた、それを十分に証明する。かれの社会批判の対極にはつねに理想化されたローマ初期の農民的土地所有が対置されているのもすでにみたとおりである。

その理由は、事実の上からいえば、ルソーの時代においては「土地がもっとも重要な財産形態であったから」[3]、「土地所有が私的所有の原始的で尊敬すべき形態とみなされ」[4]ていたからであるが、歴史の論理にてらしていえば、商品交換の発展にともなう土地所有の形態転化こそ——経済学的カテゴリーでいえば地代形態の転化こそ——封建社会から資本主義社会への移行にさいして核心的な問題となっているからである。土地の商品化すなわち、元来労働生産物ではなく、したがって価値をもたない「土地」[5] がそれ自体「商品」の姿態をとることこそ、一方では封建的土地所有を最終的に解体させるものであり、そして同時に他方では、本来封建的なものである土地所有を資本の論理に従属させる出発点となるのである。「封建制的生産様式は土地所有を、一方では、支配＝隷属諸関係からすっかり解き放し、他方では、労働条件としての土地を土地所有および土地所有者……から全く分離するのである。」[6]

ルソーが土地所有を契約関係一般の原理に包摂して理解していることは、根本的にかれが土地を商品として把握しようとしていることを示すであろう。したがってここでもまた、ルソーの土地所有論は、その反資本主義的性格を指摘する以前に、まず基本的に封建制批判として規定されなければならない。かれは、土地をその封建的な、身分的な所有形態から純粋

の契約関係による所有へと解放しようとするのであり、その前提となっているものは、土地の商品としての理解なのである。

ルソーは土地所有を商品所有一般の法的関係の中でとらえようとする。それゆえに、土地所有の本質的に不合理な性格は、ルソーにははっきりとは意識されないままに終る。「法律的表象そのものは、土地所有者が土地を処置しうるのは各商品所有者が自分の商品を処置しうるのと同じだということ以外には何も意味しない。」(7)

さて、いささか結論を先取りした形になったが、ルソーのいう所をきこう。まず不平等論ではかれはつぎのようにのべている。「新しく生れた所有（土地所有――野地）は手仕事以外のものに由来することは考えられない。」「なぜなら、自分で造らなかったもの（土地のこと――野地）を自分のものにするためには、人はその労働以外の何をこれに対して加えることができるか、われわれにはわからないからである。耕作者に、その耕した土地の生産物に対する権利を与え、従って地所に対するそれを――少くとも収穫時まで、かくて年々――与えるものはひとり労働だけである。これが持続的な所有を造りだし、たやすく私有に転化する。」「土地の配分が自然法に由来するものとは異る一つの新しい種類の権利、すなわち所有権を産みだした。」(8)

ここで確認すべき点は、第一に、土地の生産物と、土地そのものとを区別し、土地自体は「自分で造らなかったもの」であることを確認しながら、しかも両者ともに所有の権利を（少くとも収穫時までは）耕作労働のみにもとづけていることであり、第二に、土地所有権は本来労働にもとづくとしても、自然権ではなく、人間の協定＝契約によって確立される「新しい種類の」権利であるという主張である。

同じ趣旨のことが社会契約論でもっとはっきりのべられている。（だが、土地が労働生産物でないという認識だけは不平等論の方がはるかに明白である。）

第一の点。「一般に、ある土地にたいする先占権が正当なものとなるためには、次の諸条件が必要である。第一に、その土地にまだだれも住んでいないこと。第二に、生計のために必要な量だけしか占有しないこと。第三に、空虚な儀式によってではなく、労働と耕作によってこれを占有すること。この第三のものは、法律上の権限がない場合にも、第三者が尊重すべき所有の唯一のしるしである。」

第二の点。「先占権は、強者の権利よりは客観的な権利であるが、所有権が確立されてからでなくては、ほんとうの権利とはならない。」(9)

第一の確認点について。ある財貨が、価値をもつものとして本来の商品であるためには、まず第一に労働生産物でなければならない。一商品を生産する私的な労働が、そのまま社会的労働の一翼をになうものであるがゆえにこそ、それは交換されうる＝社会的に必要とされている物財として商品となるのである。それゆえ商品所有者たちが、自由、平等とならんで、所有という契約＝意志関係をとり結ぶ以前に、商品は何よりもまず労働生産物でなければならない。契約関係の内容は、商品のこの労働生産物としてもつ属性によって、すでに与えられている。すなわち、商品社会における所有の概念は（労働力の商品化によって、それが反対物に転化するまでは）、人間と物との「労働」を媒介とする直接の結合関係を意味しているのである。

ところが右のルソーの叙述は、土地と土地生産物の所有の権原を、ともに労働にもとづかせている。封建的土地所有が、いささかも所有者の耕作労働にもとづくものでないことがもし自明であるとするならば、ルソーのこのような主張は、右にのべた商品所有の原理にならって、土地所有をも規定しようとするものであることとなろう。すなわちそれを支配＝従属の関係から契約関係へと解放しようとするものとなろう。ルソーは、土地を、他の一切の労働生産物とひとしく「商品」とみたのである。

第二の確認点について。かれはこのように、一方で所有の権利をすでに労働にもとづけながら（とくに不平等論においてそ

うである）しかもはっきりと、かつ一般的に「労働による所有」をうち出すことができないのである。それはなぜか。とくに社会契約論では、「労働による先占権」を十分にはっきりうちだしながら、しかも「契約による所有」を決定的なものとした。それは、かれの思考の中心にあったものが、本来労働の生産物ではないところの土地商品であったからであると思われる。すなわち、かれの関心が、労働生産物でないものを「労働による所有」の原理＝商品社会の原理につつみこむところにあったからであろう。ここには「労働による所有」と「契約による所有」との、奇妙な二元論――そして前者に対する後者の優越――がある。そしてこれが、理論的には、かれの思考が法関係から経済的関係へと深化することをさまたげたにちがいない。スミスは土地商品ではなく、労働生産物としての商品一般から出発したがゆえに単なる商品の法的関係にとどまらず、根底的に労働によって規定されるところの、経済学的諸関係にまで到達できたのではなかろうか。

さて、われわれはこれと同じような一種のルソーの二元的な戸惑いをエミールの中でもみいだす。かれはつねに、もっとも尊敬すべき、もっとも基本的な職業は農業であるとくりかえしのべているが、しかもより商品生産一般の性格をもつ手工業労働にたいする高い評価がそれと同時に顔をだしているのである。

「ところで、人間に生活物資を供給することができるすべての仕事の中で、もっとも自然の状態に近いのは手をつかう労働だ。あらゆる身分の中で、運命と人間とからもっとも独立しているのは職人の身分だ。職人は自分の労働だけに依存している。職人は自由だ。つまり農夫はその耕作地にしばりつけられ、収穫は他人の手で処分される。敵や王侯や強大な隣人や訴訟が、農民の手からその畠をとりあげることもある。……（それにすぐつづいて）……それにしても農業は人間のいちばん基本的な職業だ。それは人間がいとなみうる職業の中でいちばんりっぱないちばん有用な、したがってまたいちばん高貴な職業だ。」[11]

ルソーは、一方で自分の労働によって自分の商品を生産する人間（職人）こそ、もっとも自由な人間であるとのべ、それに対比して不合理な権力関係によって生産物を収奪される農民を「奴隷」とのべている。しかし同時に他方では、農業がもっとも「基本的な職業」であることを断言している。すなわち、ここでルソーは、現実にはいま、農民が奴隷の状態へおとしめられている農業を、職人と同じように「自由」にし、同じように「独立」にし、同じように「自分の労働だけに依存」するよう解放したいのだ。同じように「もっとも自然の状態に近い」ものにしたいのである。「その耕地にしばりつけられることなく、その収穫が「他人の手で処分される」こともなく、王侯や隣人や訴訟がかれの手から「その畠をとりあげること」のない状態をつくりたいのである。

ルソーは、労働一般が、すべての社会の基盤であり、労働が人間の生命、自由、および独立の源泉であることを確認する。「しかし社会にあっては、人間は必然的に他人の犠牲によって生活しているのだから、かれはその生活費を労働によって返さなければならない。これには例外はない。だから、働くことは社会的人間の欠くことのできない義務だ。金持ちでも貧乏人でも、強い者でも弱い者でも、遊んで暮らしている市民はみんな悪者だ。」[12]同時代人ケネーの経済表が純生産物の生産階級から地主階級への移行を論証ぬきの「自然秩序」としたのに比較すると、するどい対比をなすといわねばならない。

このようにかれは社会の物質的生活の根源を労働として把握した。しかし、かれにとって最大の問題は、いぜんこの労働と生産者一般の関係（自由、独立、所有）ではなく、やはり農耕労働と、農民の関係、そして土地所有の関係であった。少くとも、この問題をぬきにしては、一切のものを一般的に解決したと語ることはかれにはできなかったのである。社会契約論においてかれが出している解答は、土地の、耕作と労働にもとづく所有であった。それは、土地をその特殊な本性がゆるすかぎりで、商品一般の論理の中につつみこむことであったのである。（コルシカ憲法草案でかれは土地の相続制を否認している。）[13]

これは、土地の現実における商品化を反映するものであり、思想の上で土地所有を「支配＝従属諸関係からすっかり解き放」とうとするものなのである。それゆえここでもわれわれは、ルソーの思想の封建制批判の面を第一に確認しなければならぬ。

しかし、また同時に、土地所有にたいするその経済的理解、すなわち「労働による所有」の論理が、さきの奴隷制批判と同じく、資本主義批判へと転化するのをみないわけにはいかない。ここではルソーは反資本主義的性格を示す。なぜなら、土地所有と耕作労働との直接的結合は、農業における資本制生産の前提たる「農村労働者の土地の収奪、および農業を利潤のために経営する資本家のもとへの農村労働者の従属」[14]を拒否するからである。それは土地の収奪と、他方での土地の集中を拒否する。それは共同所有地の囲い込みを否定する。そしてそれによって、生産者と生産手段＝土地との分離をさまたげ、そのことによって近代プロレタリアート（二重の意味で自由な）の創出を阻止し、結局において資本主義の確立をおしとどめる。

「実際、先占権を必要と労働とにたいして認めることは、この権利をおよびうるかぎり、拡張することにはならないだろうか。この権利に限界をあたえないでおいてよいであろうか。共同体の土地に足を踏みこんだだけで、ただちにその土地の主人だと主張することができようか。」[15]実際、ルソーはこのようにのべている。

注

（1）"Du domaine réel" と題されている。Contrat, p. 365. 訳二一一頁。
（2）Projet de constitution pour la Corse, pp. 906, 919—920, 930—1.
（3）Schlatter, Richard; Private Property, the history of an idea, London, 1951, p. 176. 明山和夫・浜田清夫訳、関書院、一八一頁。
（4）K. Marx; Das Kapital, Bd. III, S. 671, 訳第三部下八七六頁。
（5）土地の価格は「労働の価格とまったく同じように不合理な範疇である。というのは、土地は労働の生産物でなく、したがってなんらの価値も有しないからである。」K. Marx; ibid., S. 672. 訳同巻八七七頁。
（6）Ibid., SS. 665—6. 訳同巻八六八頁。
（7）Ibid., SS. 664—5. 訳同巻八六七頁。
（8）Inégalité, pp. 173—4. 訳九二頁。
（9）Contrat, p. 366. 訳二一一—二頁。
（10）Emile, Oeuvres complètes, tome III, p. 373. 訳上巻三三三頁、ここでルソーはこういっている。「あらゆる技術のなかで第一位におかれるもの、もっとも尊敬されるべきものは、農業だ。わたしは鍛冶屋を第二位に、大工を第三位に、といったふうにしたい。」
（11）Emile, p. 390. 訳同巻三四八—九頁。
（12）Emile, p. 390. 訳同巻三四八頁。
（13）「土地の一定量をもっているものは、交換によって、等量の土地を手に入れることはできない。それがより劣等な土地であっても同じである。かれがなすかもしれない、土地の贈与と遺贈とは、一切無効となる。」一方で土地を商品原理につつみこもうとしながら、他方で相続制を拒否している。これは土地そのものの、商品としての不合理性の反映である。Corse, p. 910. p. 942.（引用は p. 942.）
（14）K. Marx; ibid., S. 663. 訳同巻八六六頁。
（15）Contrat, p. 366. 訳二一二頁。

第六章　ルソーと分割地農民の存在構造

さてわれわれは第一に、社会契約論の理論構造を分析し（第四章）、それがまさに商品交換における経済的諸関係の法表象にほかならないことを指摘した（第五章）。このように社会契約論におけるルソーの本質が、基本的にブルジョア的なものであるとして規定できるとしても、それが決してブルジョア的なもの一般ではなく、同時にその反面、資本主義批判の性格を帯びるものであることをのべた（第六章）。そしてさいごに、ルソーはつねに契約関係一般、立法一般について語りながらも、かれの心の中心に位置を占めている最大の問題が、「土地所有」であったことを明らかにした（第七章）。これらの点、そして何よりもこの最後の点が一般的・抽象的法理論としての社会契約論を、さらに一層具体的な歴史の理論たらしめる。それは抽象の次元を一段具体的なものにする。それゆえ、われわれもルソーを一層、歴史の中で理解すべきであろう。

マルクスは、本源的蓄積に関する章のさいごの節でつぎのようにのべている。「労働者が自分の生産手段を私有すること

は小経営の基礎であり、小経営は、社会的生産、および労働者自身の自由な個性、の発展のための一必要条件である。たしかにこの生産様式は、奴隷制、農奴制、およびその他の従属諸関係の内部にも実存しはする。だが、それが繁栄し、その全精力を発揮し、適当な古典的形態をとるのは、労働者が自分自身の使用する労働条件の――農民ならば彼が耕耘する畑の、手工業ならば彼が老巧者として取扱う用具の――自由な私有者たる場合のみである。[1]」

ところで、生産者が自分の労働条件の「自由な私有者」となるという規定は、「小経営」という一般的な経営形態を、より特殊歴史的に、具体的に確定しようとする規定であり、[2]そのような小経営は、歴史の中では封建制の解体の結果として、そして過渡的なものとしてのみ存在しうる。それが過渡的であるのは、一方で、封建制打破の主要な一つのモメントであり、資本主義の前提条件をつくりながら、他方では「この生産様式は、土地その他の生産手段の分散を内蔵する」からである。すなわち「それは、生産手段の集中を排除するのと同様に、同じ生産過程の内部における協業や分業、自然にたいする社会的な支配や調整、社会的生産力の自由な発展をも排除する。それは、生産および社会の狭隘な自然発生的限界とのみ調和しうる。[3]」からである。それが社会的生産力のより高度の発展形態である資本制的生産を阻害するものであり、それによって克服されるべきものであるがゆえに過渡的なのである。

ルソーが商品交換一般の法表象について語っているかぎり、かれは封建的諸関係の中で、自己に適合的（自然な！）な社会の形式を模索している小商品生産者一般の立場を代表しているのであり、とくに一ないし数個の階層の手工業者あるいは農民の特殊利害をのべているのではない。その点でかれの思想の一般的性格は確認しておく要がある。

だが、前節にのべたとおり、かれの関心の核心が、土地所有であり、この問題が解決されないかぎり、すべての問題がかれにとって残されたものとなる以上、われわれはさらにもう一歩、歴史の中のルソーの位置に接近すべきであろう。

土地を労働生産物と同じ商品として包括した時代、しかもこのことが一切の問題の核心であるような立場、しかも他方では資本制生産のより一層の展開を否定する立場、われわれは、そのような立場を歴史的に規定されたものとしての「分割地農民」（Parzellenbauer）にのみみいだす。ルソーの思想は、先取りされた分割地農民の理念を中核とする小商品生産者の思想と考えることができよう。（それゆえ、貧農一般や小農一般の思想ではない。）

もちろん、分割地農民はルソーが生きた絶対主義の時代にはまだ存在しない。「自営農民の自由な分割地所有というこの形態は、支配的で正常な形態としては、一方では、古典的古代の最良時代における社会の経済的基礎をなすが、他方ではわれわれはこれを、近代諸国民のもとでは、封建制的土地所有の解消から生ずる諸形態の一つとして見出す[4]」からである。

だが、フランス革命によって成立する広汎な分割地所有は、すでにその「原型」ないしは「基体」を、絶対主義（経済体制としては封建制）末期のいわゆる農民的土地所有（propriété paysanne）の中にもっている。ここにおいては、土地保有権は事実上の所有権とひとしいものになり、その保有する土地を、上級所有権の存在にもかかわらず自由に売買、交換、相続（土地の商品化！）されていた。このような農民的土地所有が、イギリスや、（それとは正反対の方向で）ドイツに比しての、フランスを特徴づけるものであることは、ルチスキー[5]以来基本的には確認されているといってよいであろう。

ルチスキー以後、このようにフランスを特徴づける小農経営の一般性――それは一方でイギリス流の資本主義的な大借地農経営に対比され、他方では、プロシャ型の農奴労働にもとづく大規模直領地経営に対立する――は、㈠地域差の分析によって、より立体的に、かつ、はるかに動的に分析され、多少の差はあれ相対化され[6]、㈡大土地経営との対抗関係の分析[7]によって、より立体的に、かつ、はるかに動的に分析され、多少の差はあれ相対化されるにいたったけれども、この特性そのものを否定するものではないのである。

それゆえわれわれはルソーの思想の核心を先取りされた分割地農民の思想ととらえたとしても、それは単なる観念上の操作ではなく、その実体、すなわち、分割地農民の「基体」を、フランスの歴史の中にみることができよう。

このような農民的土地所有は、事実上の、土地の商品化をさし示すものであり、それゆえに、その上に課せられる上級所

有者の（封建的）諸権利を、不合理なものと感じたのは当然である。やがて分割地所有として結実するその封建制否定の積極的性格は、何よりもその根拠を土地の商品化にみいだすと考えられる。

ところで、フランスにおける分割地農民の基体としての農民的土地所有の実在が検証されるとすれば、ルチスキー以後の研究は、かかる実在の条件、存在の構造を、より実証的に、とくに大土地所有あるいは大農経営との関係において、検討することとなった。われわれはそこに、小農経営が上からの農業資本主義化の道との対抗関係の中で展開されているのをみる。フランス革命の原因についても、われわれはそれを農民の単なる「貧窮」にもとめることはできないだろう。なぜなら封建制を通じて、農民が貧困でなかったときはないからである。それは歴史とともに成長した農民層が、かれらの「権利」と考えているものが侵害されたと感ずる時に起る。その侵害は一方で封建的権利を利用するとしても、その本質は資本主義的なものである。「農業への資本主義の侵入は部分的には封建的諸権利に乗じて行われ、そのため封建的諸権利を一層堪えがたいものにした」[8]としても、他方では小経営は「領主に反抗して蜂起したのみでなく、アンシアン・レジームが奪いはじめた共同体的諸権利を奪還するため、アンシアン・レジームが宣言した穀物商業の自由を廃止するため、また特権者層だけでなく、大フェルミエやブルジョアに報復するために蜂起したのであった。」[9]（ルフェーブル）「民衆のこうした激しい感情は窮乏の結果ではない。それは農民が封建制の重みに圧しひしがれ、一般的に、貴族階級や大土地所有者層に対して憤激していたということであるように思われる。」[10]（ルチスキーによる引用）

それゆえ、アンシアン・レジーム下における上からの農業資本主義に対抗する小農民の抗争の中に、分割地農民の存在条件および制限つまりその存在の構造をみることは正当であろう。（フランス革命は、これら諸階級の対抗の中で、政治的には諸革命の複合として、そしてルソーの思想は百科全書派や重農主義との抗争の中で、展開されたのである。）ところでわれわれは、この点に関する経済史家の諸研究が、結局、マルクスの分割地農民の性格規定を一層実証的に裏づけることになったと考える。

マルクスはつぎのようにのべている。「土地の所有がこの経営様式の完全な発展のために必要なのは、用具の所有が手工業的経営の自由な発展のために必要なのと同様である。土地所有はこの場合には、人格的自立性の発展のための基礎をなす。それは農業そのものの発展のためには、必要な一通過点である。」[11]われわれはルソーがだれよりも強く、人格的自立を尊重したことを知っているし[12]、ルソーの思想がもつ一見矛盾した二面性、その反資本主義的な側面の存在は、分割地農民ないしその基体としての自営農民がもつ存在構造の「二律背反的――従って過渡的[13]」性格にもとづくものであることをいまや理解するであろう。それは資本主義の発展にとって不可欠の前提であると同時に克服されるべきものである。

ルフェーブルのいわゆるフランス革命の「反資本主義的」傾向とはこのようなものとして合理的に理解することができる。

さて、われわれはこの過渡的性格の積極的な部分＝封建制の解消について十分指摘したし、その経済的内容をすでに土地の商品化および土地生産物の一定の部分の商品化としてとらえてきた。つぎにその制限、否定的な部分を検討すべきであろう。マルクスはつぎのようにいっている。「土地所有を崩壊させる諸原因は、土地所有の制限を示す。その諸原因とはつぎのものである。大工業の発展の結果たる、土地所有の正常的補足をなす農村的家内工業の絶滅。こうした耕作のもとにおかれた土地の漸次的な疲弊と吸取。共同地所有――これはどこでも分割地経営の第二の補足をなし、またこれのみが分割地経営に家畜の飼養を可能ならしめる――の、大土地所有者による横奪。植栽地経営として営まれるか、資本制的に営まれるかをとわず大耕作の競争。農業上の諸改良――これは一方では土地生産物の価格の下落をまねき、他方ではより大きな投資とより豊富な対象的生産条件とを必要とする――[14]。」

ルチスキーはフランスにおける大土地経営の困難の理由を「農業労働者階級の欠如、いいかえれば、自分自身の土地を耕作し、生活資料の補いを工業に求めているような農民が多数存在していたこと[15]」つまり、農村家内工業と小経営の結合のた

めであることを、当時の諸文献から確認している。マルク・ブロックは農業革命の二つの特徴として、「共同利用の、かつて支配していた地域における漸次的な消滅と、技術革新」とをあげているが、その進展が「フランスほど、緩慢であったところはどこにもない」[16]と同時にのべている。そしてルフェーブルがくりかえし大耕作についてのべていることもすでに指摘したとおりである。

つまり、マルクスがここであげた分割地経営を否定する四つの要因、㈠農村家内工業の絶滅、㈡共同地所有の横奪、㈢大耕作の競争、㈣農業上の技術革新、の進行がフランスにおいてはイギリスに比して緩漫であり、強力な抵抗に遭遇したこと、そしてそれが分割地農民の広汎な確立と関係があること、が経済史家によって実証的に確認されている。

明らかに、分割地農民はその存在構造からしてこれらの要因に反対するだろう。「分割地所有はその本性上、労働の社会的生産諸力の発展、労働の社会的諸形態、資本の社会的集積、大規模な牧畜、科学の累進的応用を排除する」[17]とマルクスは一般的にのべている。

われわれはここにルソーの思想の型を、ほとんど完全にみいだすことができる。まず土地所有の具体性の次元でいえば、かれは一方で土地の耕作と労働にもとづく所有を強調し、徹底的に封建的土地所有を弾劾しつつ、他方、共同地の収奪に反対する。かれはエミールにおいて手工業を賞讃し、それが人格の発展、人間の自由に資することを指摘する。かれは技術の発展に人間の将来を托さない。土地所有が必要をみたす限度内にとどまるべきことを主張し、それがこの限界を見失って自己目的化するのを拒否する。

一般性の次元でいえば、かれは一方で社会的分業を確認しながら、[18]しかも生産者が独立の生産者としてとどまるべきことを主張し、[19]労働過程の協業的形態には否定的である。自己保存が人間の第一の原理とされながら、他方では、富の無限の蓄積が奢侈の原因として拒否される。かれは科学や技術に対して一般に不信である。かくしてルソーは、これら資本制生産の一切の起動的諸要因を否定するのである。

このようにしていまやわれわれはルソーの思想を、その二面性を併せて、まったく合理的なものとして理解するのである。

注

(1) K. Marx;Das Kapital, Bd. I, S. 801. 訳第一部下一一五七頁。
(2) Ibid., Bd. III, S. 858. 訳第三部下、一一三六頁、参照。
(3) Ibid., Bd. I, S. 802. 訳第一部下、一一五八頁。
(4) Ibid., Bd. III, S. 858. 訳第三部下、一一三六頁。
(5) 「このような土地所有の移転が完全に農民階級の利益において行われ、彼らの損失とならなかったという事実は、それ自体、農民の土地がいかに確固不動のものであったかを十分に立証するものであり、それはまた同時に、農業問題に関するすべての点で、フランスを他のヨーロッパ諸国から区別する大きなちがいを確認するものであった。」Loutchisky, J.; L'état des classes agricoles en France à la veille de la Révolution, Paris, 1911, p. 24. 遠藤輝明訳（未来社）二四頁。
(6) See H.; Histoire économique de la France, t. I, pp. 178—9. (chapitre III)
より立体的には柴田三千雄「フランス絶対王制論」お茶の水書房、二五四—七頁参照。
(7) ルフェーブル「彼らは共同体的諸権利と規制、すなわち前資本主義的な経済的・社会的様式にしがみついていた。単に惰性によるためばかりでなく、農業の資本主義的進化が彼らの存在状態を悪化させるからであった。」Lefebvre, G.; ibid., p. 250. 柴田訳一八頁。
マルク・ブロック「フランスはいぜんとして土地が多数の人々に所有されている国民である。」Marc Bloch; Les caractères originaux de l'histoire rurale française, Nouvelle édition, Armand Colin, 1952, p. 154. 河野健二他訳、創文社、二〇六頁。だが「今日のフランス農村のイメージ——しばしばいわれているように、フランスは小土地所有の国だというべきではなく、むしろ地方毎にきわめて異なった比率ではあるが、大土地所有と小土地所有が並存しているというべきである——をその多様性と基本的特徴とにおいて解釈するためには、何よりもまず一五世紀から一八世紀にいたるフランス農村の進展を問わなければならないのである。」Marc Bloch; ibid., p. 154. 訳二〇六頁。
(8) Lefebvre; ibid., p. 256. 訳三五頁。

(9) Lefebvre; ibid., p. 250. 訳一八—九頁。
(10) Loutchisky; ibid., p. 108. 訳一一三頁。
(11) K. Marx;ibid., Bd. III, S. 858. 訳第三部下、一一三六頁。
(12) 「田畑の耕作は、精神を耕す」Corse, p. 907.
(13) 高橋幸八郎「市民革命の構造」お茶の水書房、二一七—八頁。
(14) K. Marx; ibid., Bd. III, S. 859. 訳第三部下、一一三六—七頁。
(15) Loutchisky; ibid., pp. 67—8. 訳七〇頁。
(16) Marc Bloch; ibid., p. 201. 訳二七二—三頁。
(17) K. Marx; ibid., Bd. III, S. 859. 訳第三部下、一一三七頁。
(18) 「自分を孤立した存在とみなし、まったくなにものにもとらわれず、自分だけでたりる生活をしようとする人はみじめな者にしかなれない。生きていくことさえ不可能になる。」Emile, Oeuvres completes, tome III, p. 384—5. 訳上巻三四三—四頁。
(19) 「技術は細分化されることによってのみ、それぞれの道具を無限にふやしていくことによってのみ、完全なものになるのを見て、かれはどう考えることだろう。かれはこうつぶやくだろう。ああいう人たちはみんな、りこうなばかものだ。まるで自分の手や指がなにかの役にたつのを恐れているかのように、たくさんの道具をつくりだして、手や指をつかわないようにしている。たった一つの技術をもちいるのに、無数のほかの技術にしばられている。一人一人の労働者に一つの都市が必要なのだ。」Emile; Oeuvres completes, tome III, p. 373. 訳上巻三三三頁。

終章　ケネー、ディドロ、ルソー

以上でわれわれは社会理論家としてのルソーの思想の本性を、ほぼ把握することができたと思う。さいごに、ルソーを時代精神との関連において理解し、位置づけるべきであろう。

ところで、ブルジョア社会＝市民社会の生理学としての経済学の典型をいまアダム・スミスにみいだすとすれば、われわれはそれを支えている三つの思想的要因を抽出することができるであろう。その㈠は、経済社会が、それ自体として自律性、自己法則性をもつ全体的秩序であるという確信、自分自身を再生産するオートノマスな秩序であるという認識である。その㈡は、このような全体を構成する単位または基体としての功利的人間像の設定である。その㈢は、このような私益と秩序の予定調和の前提として、人間をすべて置き換え可能な、等質的な個人として、身分関係から解放された存在としての定立、すなわち、平等なものとしての定立である。（スミスにおいては分業概念となる）

前世紀の諸革命によってすでに封建的な諸関係を基本的に否定したイギリスでは、すでに、市民社会の「形式」（法の前での人間の平等）を既与の前提とすることができた。そこでは経済的諸関係を覆う身分関係が除去されており、それゆえ経済的諸関係はそのものとして（政治的扮装をとることなく）現われる。社会的諸関係は、身分ではなく、分業の体系として現われる。つまりここではすでに第三の条件が与件として前提されているのである。

重商主義の庇護のもとに成長してきた（分業の真実のにない手たる）産業資本は、いまや自己の自由な利潤追求行為の中に、産業社会全体の予定調和を、つまり価格体系、および産業体系の安定的均衡とその自律的な再生産を確信するまでに成長している。つまりこのとき第一および第二の条件は、無矛盾的なアウトノミーの中に実現されることになる。産業社会、したがって経済的諸関係がこのように自己完結的・自律的な秩序としてとらえられれば、その前提たる市民社会の「形式」、すなわち、平等な個人から構成される政治的国家に関する論議は前面から後退するであろう。法学—政治学に代って経済学が前面に出る。スミスにおいて政治的国家の姿が相対的に影を薄くし、「夜警国家」などと語られるのもこのためである。経済にとって法や国家はいまや「与件」となるからである。それは自明の前提なのだ。

だが、大革命前夜のフランスにあっては、身分関係を中心とする支配＝従属の関係が経済的流通過程の「与件」となっており、市民社会の「形式」——法の前での人間の自由・平等——はここでは前提されえず、まさに実現されるべきものとして、前面におし出される。スミスにあっては一経済学体系の中に実現されているこれら三つの要因が、絶対主義下のフラン

スにあっては分裂して、いくつかの自然法的体系の中に自立して形成されるのをわれわれはみる。マルクスはドイツ・イデオロギーでつぎのようにのべている。「功利説の本来の科学は経済学である。」だがフランスの哲学者たちがみたものは、「自己の自由な展開のためにいまなお闘争しつつあるフランス・ブルジョアジーであった。」このことが「かれらの理論からイギリス人のもとではまだみられた実証的な経済的内容をとりさることにもなった。イギリス人のばあいに一つの事実の単純な確認だったところの理論が、フランス人のばあいには一つの哲学体系となる。」そして（エルヴェシウスやドルバックなどの）哲学者によって「無視された搾取説（功利主義……野地）の内容は、ドルバックと同時代に重農主義者たちによって展開され、体系化された。しかしかれらの基礎にはフランスの未発展な経済的関係がよこたわっており、土地所有を主眼とする封建主義がこのフランスではまだやぶられていなかった。」つまりフランスでは功利主義の哲学が、その本来の内容である経済学とまだ結びつくことができず、その分離の原因は何よりも、フランスにおける絶対主義の厳存（および、その前提たる資本主義の未発展）にもとめられるべきことがここで指摘されている。（古在訳・岩波文庫版二〇三―七頁）

ではこの三つの要因はどのように分離し、かつ現われているか。

第一の要因はいうまでもなく、ケネーの経済表、思想的にはその「自然権論」によって実現されている。第二の要因は、人間を「幸福追求者」として基本的にとらえ、したがって歴史の発展、人間性の発展を技術＝生産力の発展とイコールなものと考えるディドロによって代表される。第三の要因はいうまでもなく、ルソーが具現するところである。

ディドロについては、ここで詳述することができないが、ディドロは、ブルジョア社会の構成単位としての功利的人間像の設定に貢献した。だが、ディドロが設定する「幸福追求者」はまだ絶対主義の下では自分自身の力で自律的な予定調和に達することができず、経済学では、ほとんど重農主義に追随するし、追随しないときには重農主義を分配論＝政策論で緩和しようとする。[1][2] フランスでは、私益の追求者は、スミスのように予定調和を予定しえず、絶対主義の前でたじろいでいる。

ケネーの自然的秩序の思想的特徴をその「自然権論」にみれば、㈠自然秩序を明確に経済的秩序としてとらえ、[3] ㈡これを、政治社会＝実定法と統治の基礎としていることであり、[4] ㈢この発見された社会的再生産の過程を、人間の意志や手のふれることのできない絶対的な、そういう意味で自然な、（したがって歴史を排除した）循環としたことである。ケネーにおける経済科学の成立を指摘するだけではなく、[5] その科学が、他方で人間の意志の介入を遮断したところに成立している点を同時にみるべきであろう。それは、経済科学を自然科学に擬してとらえているところにその「自然法思想」としての特徴の一つがある。それが、「神が制定した諸法則」の一つであり、「正しくかつ完全な」[6]もの、すなわち絶対的なものとして「自然」であるのは、それに人間が参与できず、したがって歴史を排除するからである。ケネーが医者として、エコノミー・アニマールになぞらえて、エコノミー・ポリティークを創造したのも、[7] また、これらすべての諸法則を、神が判定した[8]「至高法則」としたのも、それはケネーの経済科学が歴史科学としてではなく、自然科学としてつくられていることを示している。なるほどケネーも人間の意志が参与する余地をみとめる。しかし、それはこの神の制定した自然秩序そのものに対してではなく、その管理の法たる「実定法」や「政治」に対してである。ルソーとはまさに対照的に、ケネーは国家と社会を混同することなく、それらを「峻別」[9]した。だがそれは、まさに人間の意志の介入を、政治の次元に限定するためであった。「あらゆる人間の権力は、神によって制定されたこの至高法則（自然法）に従わねばならぬ……この法則は、あらゆる実定法の根本をなす規律である。なぜなら実定法は、明らかに人類に最有利な自然秩序に関する管理の法にすぎないからである。」[10]

ケネーによって（等価交換にもとづく）商品流通の体系すなわち、経済社会がそのものとして発見され、経済社会は政治の基礎となり、経済学は政治学の前提となった。これはケネーの功績の一つである。だがそれと同時に、この経済社会には人間の主体的参与と、したがって歴史が排除されており、それゆえ、経済表（範式）では、封建的階級関係が自然秩序として、自明の「前提」ないし「与件」として、絶対化されているのである。地代取得者による余剰生産物の取得は「明証」に

よって、論証されることなく、等価交換の法則とは無関係に「設定」される。

ルソーにあっては、すでにみたとおり、社会と国家とが混同され、社会はつねにその意志関係＝法表象において考察されているために、経済社会がそのものとしてはとらえられることがない。だが、社会を一つの人間の意志関係の全体とみたがゆえに、ルソーはそこに（ケネーとはまさに逆に）封建制という「与件」の中での商品流通の実態把握ではなく、商品流通が自己を貫徹するための社会の「形式」を、前提条件を、商品にとって本来的な「与件」の設定を主張しえたのである。ところで経済社会において――したがって経済学において――与件を設定するのはつねに人間であり、かかるものとしての与件そのものの変展を包括するのは歴史である。（このとき定義そのものによってもはや「与件」という形式論理の言葉はあてはまらない。歴史の展開そのものを合理的なものとして把握するためには、弁証法が必要となろう。）

ルソーはかくして市民社会の生理学を創ることはできなかったが、一方で（商品本来の属性たる）人間の自由と平等とを確認することによって、市民社会の生理学＝経済学の成立条件を確立し、他方では自然「法」を相対化することによって歴史の発見へ一歩をすすめた。ルソーは社会理論を神と自然から解放して、歴史科学へと近づけたのである。

それゆえ経済学の確立者たるケネーをその弱点においてもっともよく批判しうるのはルソーである。「自然ぜんたいのうちにひろがっている盲目的な力というようなものについて人があなたに語るとき、それはなんらかの正しい観念をあなたの精神にもたらすことになるのだろうか。人は、『普遍的な力』『必然的な運動』というような漠然としたことばでなんらかのことを言っているつもりでいるが、それはぜんぜんなにもいっていることにはならない。[11]」「人間は、能動的で自由であるなら、自分で行動する。人間が自由に行なうことはすべて摂理によってきめられた体系の中にはいらないし、摂理のせいにすることはできない。[12]」

このようにみてくると、ケネー、ディドロ、ルソーの三人の思想家は、それぞれの視点こそちがえ、すべて商品社会の三つの基本的局面を、それぞれの思想形態の中で表現していることになる。この点で、これら三人の思想家には共通のブルジョア的基盤をみとめねばならない。相違点の分析は以後、この共通基盤の前提の上でなされるであろう。フランス革命が諸階級による諸革命の複合体であるように、フランス革命の思想は、これら諸思想家の、諸思想的要因の複合体とみるべきである。そしてマルクスが「ブルューメール十八日」で指摘しているフランスの小農民の広汎な確立（それは歴史の進展に対し、ナポレオンにおいては英雄的なものとして、ルイ・ボナパルトにおいては喜劇的なもの、資本主義の展開にとっての重石として現われる）をもたらしたもの、またルフェーヴルが、「農民の革命」の中に見出したフランス革命の「反資本主義的性格」なるもの、要するに、資本主義の展開においてフランス的個性をなすものは、社会経済史的には分割地農民（および、それと結合する小商品生産者）の広汎な確立に基くものであり、思想史的には、ルソー的思想によって基礎づけられている、と私は考える。（完）

注

（1）「ほとんど」という意味は、ディドロはのちに「ガリアニの擁護」によって、フィジオクラットの穀物自由貿易論を批判するからである。Apologie pour Galiani, (La Pensée, n° 55: mai-juin, 1954.)

（2）小場瀬卓三「ディドロ研究・上」白水社三五二―五頁、三八一頁。

（3）ⓐケネーはまずホッブスの批判からはじめる。力の権利＝抽象的な政治的権利にかえて、具体的な経済的権利をうちたてようとする。「しかし万人の万物に対する自然権という抽象的観念の空虚さに注意するならば、自然的秩序そのものに従うためには、むしろこの人間の自然権の範囲をば、人間の享楽を可能ならしめる諸物に還元すべきであろう。」「人間の万物に対する権利ということは観念的なものにすぎない。」「各々の人間の自然権というものは、現実においては、人間が労働によって獲得する部分に限られる。」F. Quesnay; Le droit naturel, Oeuvres economiques et philosophiques de F. Quesnay, publiées par A. Oncken, 1888, pp. 366―7. 島津亮二・菱山泉訳、有斐閣、第三分冊、六四―五頁、ⓑつぎにケネーはすすんでつぎのようにいっている。「社会の基礎は人間の生存と、人間を守るべき力に不可欠な富とである。従って、たとえば王国の土地から生ずる富の規則的な年々の再生産と分配の秩序に背離する実定法の制定を助成するものは、ただ無知あるのみであろう。」ここに自然法が、富の秩序として成立した。経済表と自然権論とは必然的な関係にある。F. Quesnay; ibid., p. 376. 訳同分冊七九頁。

（4）ケネーは自然法を物理的 physique な自然秩序と、それに規定されるところの道徳的 morale な秩序（＝人間行為の規律）の二つに分け、つぎのようにいっている。「あらゆる人間の権力は、神によって制定されたこの至高法則に従わねばならぬ。……この法則はあらゆる実定法の根本をなす規律である。なぜなら実定法は、明らかに人類に最も有利な自然的秩序に関する管理の法にすぎないからである。」Ibid., p. 375. 訳同七七頁。

（5）平田清明「経済科学の創造」岩波書店、この著書のケネーとルソーの対比のしかたは、基本的には正しいといってよいと思う。ルソーとケネーは、革命主義と保守主義という単純な対比では理解されない。このようなとらえ方は多分、重農主義を「封建反動」ととらえる立場と関係があるかもしれない。二人はともに、封建的土地所有の中への商品関係の滲透を、それぞれことなった視点でとらえている。ルソーは商品関係本来の形式の面から。ケネーはむしろその内実の面から。

このようにルソーとケネーを、商品関係の把握という点で同じ路線に接近させることはそれ自体としては正しいが、その余りに、二人の思想上および視点の差をぬりつぶすことの危険は指摘せねばならぬ。㈠ルソー・法表象、ケネー・経済的諸関係、㈡ルソー・人間の意志にもとづく契約社会の成立、ケネー・人間の意志を超えた神の秩序、㈢ルソー・歴史の一定段階での契約成立、ケネー・歴史の不在、永久不易の神の秩序。

（6）F. Quesnay; ibid., p. 371. 訳六九頁。

（7）Mirabeau; Eloge funèbre de M. François Quesnay, p. 7.

（8）"lois souverains", F. Quesnay; ibid., p. 375. 訳七七頁。

（9）平田清明、前掲書二一五頁。しかしこのことはケネーが社会をその法表象においてではなく、経済的秩序として明確に把握したことからすぐ出てくることである。

（10）F. Quesnay; ibid., p. 375. 訳七七頁。

（11）Emile, Oeuvres complètes, tome IV, p. 151. 訳中巻一三八頁。

（12）Ibid., p. 167. 訳中巻一五一頁。

資料

日本におけるゴドウィン研究史（続）

白井　厚

一　マルサスの紹介
二　福田徳三
三　河上肇
四　土田杏村（以上五九巻三号）
五　無政府主義思想史研究（五九巻六号）
六　人口論史研究（以上本号）

六　人口論史研究

前回に記したように、日本におけるアナキズム研究の水準は全体に低い。そしてその中でも、特にゴドウィンに対する関心が乏しい理由としては、直接行動の原理を求めた日本のアナキストにとってゴドウィンの思想は全く不適当であったということと、また先進国のアナキスト自身が、たとえばプルドンやバクーニンはゴドウィンについての知識をほとんど持たず、また彼を高く評価したクロポトキンも、彼に影響されたというのではなく、その思想が形成されたのちに彼との類似性を知ったにすぎないので、ゴドウィン研究を怠っていたということが考えられる。こうして、アナキズム研究におけるゴドウィン論は、断片的な概説の範囲にとどまっていた。

これに対して、日本においてゴドウィンに対する認識が比較的進んでいたのは、マルサス研究を中心とする人口論史研究の分野であった。前々回の冒頭で触れたように、わが国では経済学史研究の水準が高く、その中でも近代国家形成期における人口論の重要性は早くから認識されてマルサスが紹介され、しかもマルサスはその「人口の原理」において、ゴドウィンをその第一の論敵として正面から攻撃を加えていたため、人口論史研究においては、他の分野以上にゴドウィンに対する関心が強かったのである。

＊　＊　＊

マルサスの「人口の原理」が明治初期に紹介されてのち、大正に入って一九一六年（大正五年）、マルサス生誕百五十年の春を迎え、京都法科大学はその記念講演会を催し、その内容を「経済論叢」（第二巻第五号）に再録した。それは、まるさす先生略伝（内田銀蔵）、まるさす人口論要領（河上肇）・まるさす人口論ノ研究方法ニ就イテ